

社会参加推進センター会報

◆発行・編集 広島市障害者社会参加推進センター
 〒732-0822 広島市南区松原町5-1 広島市身体障害者福祉団体連合会内
 TEL：082-263-4524 FAX：082-263-9713
 ホームページ <http://shishinren.com/> E-mail info@hiroshima-shishinren.or.jp

令和5年度広島市当初主要事業 の「障害者福祉」の状況について

広島市の令和5年度障害福祉関係予算の主な事業
 とその概要を下記に掲載します。

障害者福祉 433億2,121万5千円

1 施設サービスの 3,435万円

(1) 民間障害者福祉施設整備補助

障害福祉サービス事業所

「グループホームみやこ」(新設)

定員 共同生活援助 9人

短期入所 1人

2 総合的な就労支援 1億3,074万円

(1) 障害者の雇用促進事業 1億994万8千円

市長部局や本市の関係公益的法人等において、
 知的障害者や精神障害者を会計年度任用職員等
 として雇用し、働く場を確保するとともに、ジ
 ョブコーチによる就労支援を行う。

市長部局(22人雇用) 7,545万9千円

公益的法人等(13人雇用) 3,448万9千円

(2) 障害者就労支援事業 2,079万2千円

ジョブ・ライフサポーターが職場だけでなく
 生活面や就労前の時期を含んだ一貫した支援
 を行う。

2 障害者自立支援 431億4,267万6千円

(1) 自立支援給付 325億462万4千円

ア 介護給付費・訓練等給付費

255億3,733万2千円

イ 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費

4億781万7千円

ウ 自立支援医療費 62億7,450万9千円

エ 補装具費 2億7,440万3千円

オ 高額障害福祉サービス等給付費

1,056万3千円

(2) 地域生活支援事業 21億6,733万9千円

ア 相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援
 センター事業、障害支援区分認定・支給決定事
 務等 21億3,744万4千円

イ 地域生活支援拠点整備事業 2,989万5千円

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、
 24時間対応可能な相談支援等を行うサービス

拠点を整備する。

(拡充内容)

障害福祉計画に基づき拠点数

を2か所増設 6か所→8か所)

(3) 障害児支援給付 84億7,071万3千円

ア 障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費

79億4,253万5千円

イ 障害児入所給付費・障害児入所医療費

1億6,194万8千円

ウ 障害児相談支援 1億1,320万4千円

エ 心身障害児福祉施設措置費

2億5,302万6千円

4 障害福祉人材の確保・育成 820万円

(1) 障害福祉人材養成支援事業

障害福祉サービス事業所等に対し、一定の資
 格の新規取得者数に応じた補助金を交付する。

補助額 ①社会福祉士等 10万円/人

②相談支援専門員等 5万円/人

③強度行動障害支援者 4万円/人

5 意識啓発等 524万9千円

(1) 障害者差別解消に向けた取組

ア 市民・事業者等への周知・啓発

105万2千円

(主な取組内容)

① 障害者差別解消法等に関するシンポジウム

や市職員向けの研修を開催

② 障害者が安心してサービスを利用できる環境
 整備等に積極的に取り組むことを宣言する事
 業者を募集し、その取組内容を公表

イ 障害者差別解消支援地域協議会の運営

138万3千円

地域における障害者差別を解消するための提
 案について、協議・検討などを行うための協
 議会を運営する。

ウ 相談窓口の運営 210万6千円

エ 障害者差別解消調整審議会の運営

70万8千円

相談窓口において解決しなかった案件につい
 て、市長の諮問を受け、紛争解決に向けた調
 整を行う審議会を運営する。

新型コロナウイルス感染防止対策の変更に伴う 福祉バスの利用の留意点について

広島市障害福祉課

令和4年11月23日から、乗車定員の制限はなくなりました。

福祉バスの利用に関しては、下記の「福祉バス運行に係る注意点（新型コロナウイルス感染症対策関連）」を団体内において配布する等し、利用者全員が記載事項を理解・遵守していただいた上での、申込・利用をお願いします。

記

福祉バスの運行に関しては「障害者福祉バス利用のご案内」の記載内容に基づきご利用いただくことができますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意点については、以下の点において定めますので、申し込みや利用にあたっては、利用者全員が十分に理解・遵守していただきますようお願いいたします。

1. 利用団体への依頼事項

(1) バス利用当日に次のいずれかに該当する方は利用を中止してください。

- ・37.5℃以上の熱がある（または平熱より1℃以上高い）
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）がある
- ・せき、のどの痛みなど風邪に似た症状がある
- ・味覚・嗅覚に異常がある
- ・過去2週間以内に、感染が拡大している国・地域への訪問歴がある
- ・新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある

(2) 利用者は以下のことを徹底してください。

- ・検温（利用当日に前もって実施）
- ・マスクを着用しない場合の咳エチケット
- ・手洗い、乗車時の手指消毒（車内に消毒液あり）
- ・車内での会話を控える
- ・車内において大声での会話や歌唱を含むレクリエーションの禁止
- ・車内における水分補給を除く飲食を控える
特に飲み物の回し飲みやお菓子などを複数人で食べる行為の禁止
- ・やむを得ない理由により、車内で飲食をする必要がある場合は、黙食の徹底
- ・座席に余裕がある場合は可能な限り一人一人が距離を取れるよう、座席配置を工夫
- ・行き先での感染対策
- ・ごみの持ち帰り

2. 運行中における感染症対策

車内の空気を換気するため、運行中一部の窓を開けるほか、駐車場等での停車中（休憩等）には、窓や乗降口を開放させていただきますので、予めご了承ください。そのため、車内から出られる際には、各自において貴重品や荷物の管理を行ってください。

3. マスクの着用について

着用については個人の判断となりますが、運行中の車内では、他の利用者との身体的な距離（2m以上を目安）が取れない状況で会話をされることも想定され、こうした状況下では、マスクを着用することが厚生労働省より推奨されています。

4. 運行中止について

次の場合は運行を中止します。（(3) (4) の場合は運行の一部を中止します。）

- (1) 広島県を対象に「緊急事態宣言」（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づくもの）が発出されている期間
- (2) 広島市において「まん延防止等重点措置」が実施されている期間
- (3) 行き先や運行経路上の県・市町村において、緊急事態宣言の発出やまん延防止等が実施されている期間（該当地域への移動を中止。当該県を通過することも中止）
- (4) 国や広島県から、県外への移動自粛が求められている期間（広島県外への移動を中止）
- (5) 上記のほか、広島市が安全管理上特に必要と認められたとき

なお、中止により利用予定団体が被った不利益（昼食代、施設予約のキャンセル代など）について、広島市が責任を負うことはできません。

5. その他

上記1～3については、感染状況等により内容を変更する場合があります。

令和5年度 スポーツ大会等の日程

開催日	大会名等	場 所
4月16日	第30回広島市障害者ボウリング大会	広電ボウル
5月14日	第20回広島市障害者陸上競技大会	エディオンスタジアム広島
10月28日 ～30日	特別全国障害者スポーツ大会	鹿児島県
11月19日	第24回広島市障害者フライングディスク大会	エディオンスタジアム広島
11月26日	第1回広島市障害者バレーボール大会（精神の部）	安芸区スポーツセンター
12月 3～4日	2023文化祭 （障害者週間記念事業）	広島市中心身障害者福祉センター
12月17日	第10回広島市障害者サッカー大会	広島広域公園 第一球技場
2月4日	第27回広島市障害者水泳大会	広島市中心身障害者福祉センター
2月25日	第4回広島市障害者ボッチャ大会	広島市中心身障害者福祉センター
3月3日	第27回広島市障害者卓球大会	広島市中心身障害者福祉センター